

救済制度を利用されたい方は、下記までお問い合わせください。

予防接種健康被害救済制度
「臨時接種及びA類疾病の定期接種」

予防接種健康被害救済制度
「B類疾病の定期接種」

に該当する方



お住まいの市町村（役所、役場）には、
健康被害救済制度を担当する部署（予防接種担当課など）があります。
そちらにお問い合わせください。

医薬品副作用被害救済制度
（任意接種）

に該当する方

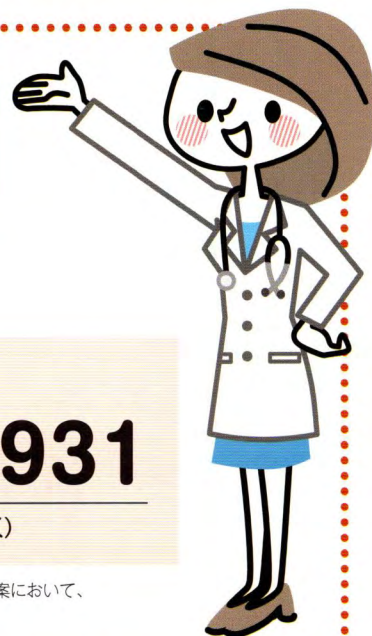


独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）

救済制度
相談窓口 フリーダイヤル **0120-149-931**

受付時間：午前9:00～午後5:00/月～金（祝日・年末年始をのぞく）

※ PMDAの相談窓口では、制度の概要説明、請求手続、必要な請求書類などについて案内しますが、個別の事案において、医学薬学的判断、救済給付の支給が認められるか否かについての回答はできないことにご留意ください。



各救済制度の詳細は下記をご参照ください。



厚生労働省ホームページ
「予防接種健康被害救済制度について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyusai.html



独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ
「医薬品副作用被害救済制度（一般国民の皆さま）」

https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html

